

- ・ 民生委員児童委員に福祉事務所について地区で周知依頼

〈発足時のトラブルなど〉

- ・ 平成 13 年 4 月 1 日に委任された事務は、生活保護のみだった。
担当職員の戸惑いなどはあったが、県へ問合せを行い事務にあたった。
現在においても、問題発生時は、県に問合せ等を行い処理している。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

生活保護に関して、経験の浅い職員が対応しなければならなかったが、現在、県での研修を生かし対応している。

〈必要な有資格者の確保について〉

福祉事務所開所に備え、福祉関係従事職員は、平成 11 年度から年 5 名程度通信課程により社会福祉主事資格を取得しており、現在も継続している。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

市社会福祉課職員（査察指導員担当職 1 名、現業員担当職 1 名）を県へ派遣し研修を行った。（平成 12 年 4 月～平成 13 年 3 月まで）

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・ 平成 13 年度において、生活保護電算システムの導入を行い、事務の円滑化を図っている。
また、ケース会議を定例的に行い職員の資質の向上を図っている。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

特になし。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・ 保健福祉センター内に福祉事務所を設置しており、事務スペースが 1 階、3 階に分かれているため、生活保護に関しては、1 階でケースワーク関係業務を、3 階で経理・統計関係業務を担当することになり、円滑に進める上で連絡を取り合うことが必要になっている。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

市制施行時に福祉事務所に保健福祉相談室を設け、保健福祉に係る相談業務を行い、問題ケースについては、保健福祉担当で構成する検討会議で今後の処遇について検討するなど保健福祉の連携を図っている。

千葉県白井市福祉事務所
業務等移管イメージ

市制施行前
千葉県印旛支庁社会福祉課 福
祉事務所の4町2村のうち白
井町が市制施行予定

市制施行後
白井町が「白井市」となる

千葉県 (本庁)

- ・ 事務移管等マニュアル作成による支援
- ・ 生活保護事務に関する情報提供
- ・ 監査以外の巡回指導研修
- ・ 生活保護関係の研修会

千葉県印旛支庁社会福祉課 福祉事務所

人口	54,024
保護世帯数	55
保護率	1.77
(平成13年3月末現在)	
富里町	
酒々井町	
印旛村	
本埜村	
栄町	

白井市

白井市福祉事務所

- ・ 市役所
- ・ 福祉事務所は市役所隣接の保健福祉センター内に設置(平成13年10月から)

千葉県印旛支庁社会福祉課福祉事務所

富里町
酒々井町
印旛村
本埜村
栄町

窓口変更についての住民への周知・広報

- ・ 条例・規則の制定
- ・ 生活保護に係る予算措置等

(※) 平成16年4月1日の組織改正により、「千葉県印旛支庁社会福祉課」は「千葉県印旛健康福祉センター」となった。

白井市福祉事務所事務移管スケジュール

事項	24月前	12月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援					
生活保護業務移管支援					
町より県福祉事務所へ職員の派遣					
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
生活保護等の電算システム導入	【なし】				

新福祉事務所開所 13.4

Ⅲ－１７ 千葉県富里市福祉事務所

- ・平成14年4月、千葉県富里町の市制施行による福祉事務所設置。
- ・新市となって新たな事務となる生活保護業務について、県の指導により円滑に事務移管が行われた。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

富里市福祉事務所

千葉県富里市七栄652番地1

電話番号 0476-93-1111 FAX 0476-93-2215

〈設置年月日〉

平成14年4月1日設置

富里町の市政施行に伴う福祉事務所の新設

〈市制施行に向けた取り組み開始から施行までの主な経緯〉

平成13年4月 生活保護法施行に関する研修（印旛支庁出向2名）

平成14年4月1日 新市施行

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・旧富里町役場庁舎を新市庁舎として使用し、新市庁舎内において福祉事務所設置

〈条例規則等の整備状況〉

- ・特になし

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・広報紙による周知
- ・民生委員協議会定例会の説明会において周知

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・変更要素なかったため、特になし

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・保有者があったため特に問題なし

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・13年4月より富里町の職員を印旛支庁に2名派遣し、生活保護に関する研修を受けた。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・特になし

〈特に多大な時間や労力を要した引継ぎや事務等〉

- ・生活保護業務に関する県から市への支援については、県社会福祉課と生活保護関連業務に関する事務打ち合わせを行い、国庫負担金及び県単事業に関すること等市制施行後の業務遂行に支障のないよう指導あり。
- ・市制施行へ向けての業務に対する取組みについては、職員を生活保護の実施機関へ派遣し円滑な引継ぎが行われるよう努めた。
- ・生活保護業務の引継ぎ等での課題については、全ケースの状況把握に努め、適正なケースワークと円滑な引継ぎが行えるよう努めた。

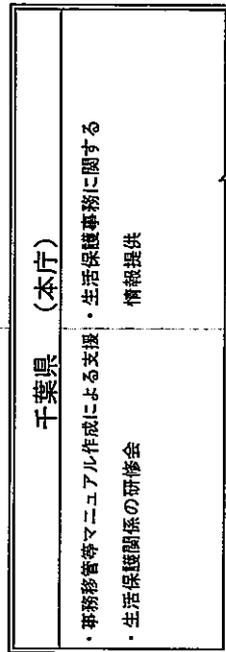
〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・特になし

千葉県富里市福祉事務所
業務移管イメージ

市制施行前
千葉県印旛支庁社会福祉課 福祉事務所の3町2村のうち富里町が市制施行予定

市制施行後
富里町が「富里市」となる



千葉県印旛支庁社会福祉課 福祉事務所

富里町	50,479
酒々井町	123
印旛村	3.65
本埜村	(平成14年3月末現在)
栄町	
人口	
保護世帯数	
保護率	

富里市

富里市福祉事務所

- 市役所(変更無し)
- 福祉事務所は市役所内設置

(平成16年2月時点)

人口	51,319
保護世帯数	145
保護率	4.17

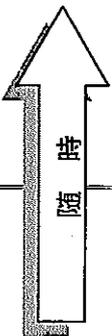
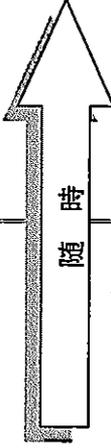
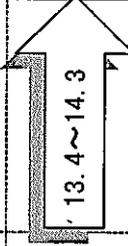
窓口変更についての住民への周知・広報
 報
 ・条例・規則の制定
 ・生活保護に係る予算措置
 等

千葉県印旛支庁社会福祉課福祉事務所

酒々井町
印旛村
本埜村
栄町

(※) 平成16年4月1日の組織改正により、「千葉県印旛支庁社会福祉課」は「千葉県印旛健康福祉センター」となった。

富里市福祉事務所事務移管スケジュール

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
県福祉担当部局による福祉事務所 設置支援		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新福祉事務 所開所 14. 4</div> 			
生活保護業務移管支援					
町より県福祉事務所へ職員の派遣					
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
生活保護等の電算システムの移行 (※)	【なし】				

(※) 電算システムの移行は行わず、市制施行後独自にシステム構築を行った。

Ⅲ－１８ 滋賀県栗東市福祉事務所

- ・ 平成13年10月、滋賀県栗東町の市制施行による福祉事務所設置。
- ・ 2年以上前から計画的に事務所設置に必要な事項の協議を開催してきた。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

- ・ 栗東市福祉事務所
 - ・ 栗東市安養寺一丁目13番33号
- 〔電 話〕 077-551-0490 〔FAX〕 077-553-3678

〈設置年月日〉

平成13年10月1日 単独市制施行に伴う福祉事務所の新設

〈市制施行に向けた取り組み開始から施行までの主な経緯〉

- 10年4月1日 総務部企画調整課内に市制施行準備係を設置
- 11年4月1日 総務部に市制施行準備室を設置
- 5月13日 市制調査準備委員会（内部組織）を設置
- 13年3月 福祉事務所設置に伴う事務事業打合せ（以降随時）
- 13年4月1日 職員1名（主査）を県福祉事務所に研修派遣（～14年3月）
県より職員受入（～15年3月）
- 5月7日 査察指導員に任用する予定の1名を草津市福祉事務所へ研修派遣（～6/8）
- 9月 県からの最終引継ぎ
- 10月1日 新福祉事務所を設置
- 14年4月1日 職員1名（主任主事）を県福祉事務所に研修派遣（～15年3月）

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

市役所庁舎内に福祉事務所を設置。

会議室の改修を行い、家庭児童相談室、相談室の確保を行った。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・ 栗東市福祉事務所設置条例（平成 13 年 10 月 1 日付）
- ・ 栗東市福祉事務所処務規則（平成 13 年 10 月 1 日付）
- ・ 栗東市福祉事務所長事務委任規則（平成 13 年 10 月 1 日付）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・ 平成 13 年 10 月 1 日市広報に事務所開設について掲載

〈発足時のトラブルなど〉

- ・ 生活保護費支給日を変更（県：1 日→市：5 日）したが、県福祉事務所と協議し、7 月より段階的に変更を行ってもらったため特に混乱は生じなかった。
- ・ 指定医療機関等への周知等についても福祉事務所に要請。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・ 事務所設置を円滑にすすめるため、年度当初より社会福祉士 2 名を新規採用するとともに、必要な人員を配置した。
- ・ 県本庁に対し、職員派遣を要請した。

〈必要な有資格者の確保について〉

社会福祉主事任用資格の未保有者については、資格取得のための通信講座の受講を推進している。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・ 職員 2 名を県福祉事務所に派遣し、研修を行わせた。
（平成 13 年 4 月～14 年 3 月主査 1 名、平成 14 年 4 月～15 年 3 月主任主事 1 名）
- ・ 査察指導員任用予定の者を草津市福祉事務所へ研修派遣。（平成 13 年 5 月 7 日～6 月 8 日）
- ・ 事務所の開設を円滑に進め、指導的役割を担ってもらうため県職員 1 名の派遣を受けた。
（平成 13 年 4 月～15 年 3 月、課長級）
- ・ 共に人件費は市の負担。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・ 県本庁が実施する生活保護研修に平成 13 年度当初より参加。
- ・ 関係機関が開催する研修等への参加を推進している。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

- ・平成11年5月より市制調査準備委員会（内部組織）を設置し、事務所設置に必要な事項の協議を行ってきた。
- ・業務の円滑な引継ぎのため、市制施行年度当初より事務移行の計画を策定し、事務移管の打合せを随時に開催するとともに、生活保護業務については地区担当を決め県 CW との同行訪問に努めた。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

特に無い。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

特に無い。

滋賀県栗東市福祉事務所
業務等移行イメージ

市制施行前

滋賀県湖南地域振興局福祉事務所
所管の3町のうち栗東町が市
制施行予定

市制施行後

栗東町が「栗東市」となる

滋賀県 (本庁)

- ・事務移管等マニュアル作成による支援
- ・生活保護関係の研修会
- ・生活保護電算システムの委譲
- ・生活保護事務に関する情報提供

滋賀県湖南地域振興局福祉事務所

栗東町	H13.9
人口	55,994
保護世帯数	150
保護率	4.46
中主町	
野洲町	

- ・生活保護電算システムの委譲
- ・窓口変更についての住民への周知・広報
- ・条例・規則の制定
- ・生活保護に係る予算措置等

栗東市

栗東市福祉事務所	
市役所(変更無し)	
福祉事務所は市役所内設置	
H16.2	
人口	58,296人
保護世帯数	141世帯
保護率	4.13%

滋賀県湖南地域振興局福祉事務所

中主町

野洲町

栗東市福祉事務所事務移管スケジュール

事	24月前	12月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援		↑ 13.4 ~	↑ 13.10 新福祉事務所開所		
生活保護業務移管支援		↑ 13.3 ~			
町(市)より県福祉事務所へ職員の派遣		↑ 13.4~14.3 主査1名	↑ 14.4~15.3 主任主事1名		
県より市福祉事務所へ職員の派遣		↑ 13.4~15.3 課長級1名			
査察指導員任用予定者を草津市福祉事務所に研修派遣		↑	↑ 13.5~13.6 係長1名		

【IV 参考資料】

市町村合併に伴う福祉事務所の再編に関する調査
調 査 票

自治体名	
------	--

(この調査について)

この調査は、市町村合併による、福祉事務所の新規設置もしくは福祉事務所の所管区域変更等による事務の移管や引継を、貴福祉事務所においてどのように取り組まれ、どのような効果や課題等があったかを把握することで、今後の検討課題を明らかにするとともに、同様の準備を進めている他の自治体への情報提供に資することを目的としています。

(調査票の回答方法について)

3つの事項から構成されていますので、各々以下のようにご回答下さい。

1. 基本的事項・・・貴福祉事務所における基本的事項についてできるだけ簡潔に記述してください。
記述内容は別紙（平成15年3月4日開催社会・援護局関係主管課長会議資料から抜粋）をご参考ください。
2. 組織・人材に関する事項・・・市町村合併後の福祉事務所の事務を円滑に行うことを目的とした取り組みについて、①から⑥の各質問に対して、できるだけ具体的に記述してください。
3. 住民サービスに関する事項・・・できるだけ具体的に記述してください。

なお、貴福祉事務所の事務分掌に関する資料を添付して下さい。また各質問に関しての補足資料などありましたら、ご提供ください。

1. 基本的事項 (※) 回答欄の各スペースはあくまで参考ですので、ご自由にお使い下さい。

① 福祉事務所名及び所在地

--

② 設置年月日

--

③ 市町村合併に向けた取り組み開始から現在までの主な経緯

--

④ 福祉事務所の設置状況（建物等）について

--

⑤ 職員の確保、配置等（新旧の組織表などを添付してください）

--

⑥ 条例・規則等の整備状況

--

⑦ 住民や福祉サービス利用者への周知方法（広報活動等含む）

--

⑧ その他（発足時のトラブルなど）

--

2. 組織・人材に関する事項 (※) 回答欄の各スペースはあくまで参考ですので、ご自由にお使い下さい。

- ① 福祉事務所に必要となる職員の確保や配置換えについて、課題となった事項があれば具体的に記述してください。また課題への対応及びその結果についても記述してください。

【回答例】 本市職員のみでは、経験のある現業員や査察指導員の確保が困難なことから、県本庁に対し、県の現業員及び査察指導員を本市新福祉事務所に派遣してもらうよう要請した。

- ② 福祉事務所に必要となる有資格者の確保について、課題となった事項があれば具体的に記述してください。また課題への対応及びその結果についても記述してください。

【回答例】 社会福祉主事任用資格の未保有者については、社会福祉主事任用資格の取得のため通信講座の受講を推進したことなどにより、社会福祉主事任用資格未保有者はなくなった。

- ③ 職員の資質の向上を図るため、県や他機関との人事交流、研修派遣等を行った（行っている）場合、その状況（期間、人数、職種等）について具体的に記述してください。

【回答例】合併前に各町から職員を1名ずつ県福祉事務所に派遣し、研修を行わせた。（〇年〇月～〇年〇月まで）・合併後は県の職員（査察指導員1名、現業員1名）の派遣を受け入れている（〇年〇月まで）。共に人件費は県の負担。

合併後の福祉事務所において、引き続き査察指導員として派遣し、指導的役割を担ってもらうための県職員を合併1年前から当福祉事務所に配置した。

- ④ ①～③以外に、合併後の福祉事務所の円滑な事務の遂行を目的として、県本庁による研修等の支援施策以外に、貴福祉事務所独自による取り組み等があれば具体的に記述してください。

【回答例】当市は、生活保護率が全国及び県内の平均よりも高いことなどもあり、合併後に生活保護業務が円滑に行われるよう、県本庁が実施する生活保護に関する定例研修の他、当福祉事務所内において生活保護の電算システム研修を実施した。

- ⑤ 合併後の福祉事務所の円滑な事務の遂行のため、特に多大な時間や労力を要した引継や事務等があれば、具体的に記述してください。また、それに対する改善策などありましたら記述してください。

【回答例】合併18ヶ月前に新市合併協議会内に福祉事務所設立準備会を設置し、毎月1回様々な事項の協議を行ってきた。特に、新市において新たな事務となる生活保護については、県本庁による制度の説明と事務移行の計画策定に時間を要した。また、これ以外にも、県、旧各町及び合併協の担当による福祉事務所の事務の移管に関する検討会を、毎週1回開催してきた。

- ⑥ 貴福祉事務所において、人事や人材面、組織運営体制について更に見直しが必要な事項があれば、その内容や見直し、再検討を必要とする理由について記述してください。

【回答例】生活保護のケース増加に伴い、査察指導員及び現業員の増員を要求し、生活保護担当を1係増やすことを計画、また、これらにより執務室が狭隘になることから、事務所の増床及びレイアウト見直しも併せて計画している。

3. 住民サービスにおける事項

(※) 回答欄の各スペースはあくまで参考ですので、ご自由にお使い下さい。

福祉事務所の事務の移管前後で、住民へのサービス提供体制に変化が生じた事例等があれば、その内容等について具体的に記述してください。

【回答例】旧町役場の庁舎では、合併後も新市の支所として相談業務等を行っていることから、地域住民からのアクセスに変化はないが、現業員等の執務する事務所は合併前に2カ所であったものが合併後は1カ所となったため、現業員の訪問面接等の活動に時間を要する結果となった。

その他

貴福祉事務所における効果や課題がございましたら、ご自由にお書き下さい。

--

ご協力有り難うございました。

連絡先	福祉事務所担当者	自治体担当者
所属 名前 電話番号 メールアドレス もしくはFAX		